

税関相互支援協定(CMAA:Customs Mutual Assistance Agreement)

税関当局間において、社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和等について協力することを定めた国際約束

税関相互支援の枠組みの現状

《41か国・地域/令和7年6月18日現在》

～欧州(11)～

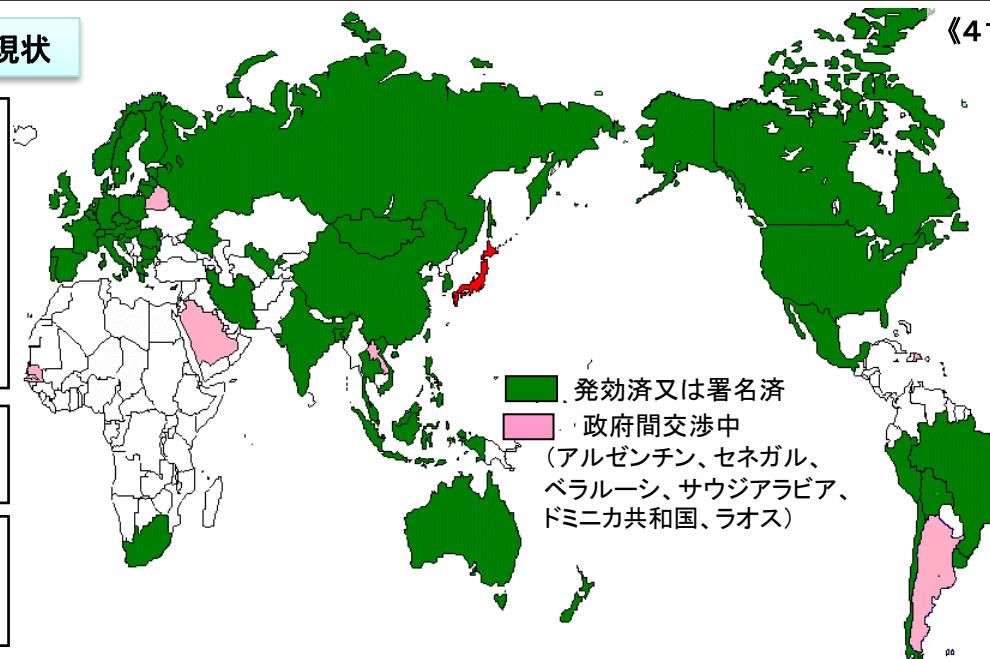
- ・CMAA(7)
EU、オランダ、イタリア、ドイツ、スペイン、ノルウェー、英国
- ・EPA(1)
スイス
- ・税関当局間取決め(3)
フランス、ベルギー、オーストリア

～中東・アフリカ(2)～

- ・CMAA 南アフリカ、イラン

～ロシア・NIS諸国(3)～

- ・CMAA ロシア、ウズベキスタン、モルドバ



～北米・中南米(7)～

- ・CMAA(5)
アメリカ、メキシコ、ブラジル、ウルグアイ、ボリビア
- ・EPA(1)
ペルー
- ・税関当局間取決め(1)
カナダ

～CPTPP(1)～

- (発効済み)メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイ、英国

※他の枠組みと重複しないチリのみ1か国として計上

～アジア・大洋州(17)～

- ・CMAA(3) 韓国、中国、バングラデシュ
- ・EPA(10) シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナム、インド、オーストラリア、モンゴル
- ・税関当局間取決め(3) オーストラリア、ニュージーランド、香港、マカオ
- ・その他の枠組み(1) 台湾

(注1)CMAA(Customs Mutual Assistance Agreement:税関相互支援協定)、EPA(Economic Partnership Agreement:経済連携協定)

(注2)別形式の枠組みが複数ある国については1か国として計上(例:オーストラリアとは経済連携協定、CPTPP及び税関当局間取決めを作成)

(注3)経済連携協定は税関相互支援に係る規定が盛り込まれているもの

(注4)下線は、外国税関当局との情報交換拡充のための平成24年度の関税法改正の内容が盛り込まれているもの

(注5)台湾については、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取決め

(注6)CPTPPについて、英國以外の国は協定寄託国であるニュージーランドへの国内法上の手続完了の通報を完了した国について、協定の効力が発生

英國は加入議定書が発効した国との間で、順次協定の効力が発生